

平成 15 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 8 月 30 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 8 月 1 日改正

新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱

(趣旨)

第 1 条 新潟市が行う物品調達（物品の売買、製造請負及び修繕）、物品の貸借、業務委託（建設コンサルタント業務を除く）及びその他の契約（以下「物品調達等」という。）の指名競争入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）における発注基準及び業者選定については、この要綱の定めるところによる。

(発注基準)

第 2 条 物品調達等の発注は、需給状況、市場価格、履行期限等を勘案した適正価格での発注に留意するとともに、原則として銘柄指定は行わない。

2 銘柄指定を行う場合は、選定理由を書面により明らかにしておかなければならない。

(選定基準)

第 3 条 業者選定は、原則として本市の入札参加資格者名簿に登録されている者の中から行い、特に中小企業者の育成に配慮するとともに、次の事項に留意する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 受注能力
- (3) 納入実績
- (4) 地理的条件
- (5) 経営状況

(指名業者数)

第 4 条 入札等の指名業者数は、原則として、次の各号に定めるとおりとする。ただし、業務を履行できる業者数が次の各号に定める業者数を下回るものの、競争性が確保できると契約執行職員が判断した場合は、この限りでない。

(1) 物品調達

予定価格が 10 万円未満	2 者以上
予定価格が 10 万円以上 160 万円以下	3 者以上
予定価格が 160 万円超	6 者以上

(2) 業務委託、賃貸借

予定価格が 10 万円未満	2 者以上
予定価格が 10 万円以上 100 万円以下	3 者以上
予定価格が 100 万円超	6 者以上

- 2 法令等の適用がある場合及び市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定によらないことができる。

(指名区分)

第5条 入札等の業者指名は、原則として、第1号に該当する者を優先的に指名するものとし、第1号に該当する業者だけでは競争性が確保できない場合及び業務の目的が達成できない場合は、次の各号の順に指名範囲を広げることができるものとする。

- (1) 市内業者（市内に本社又は本店を有する者）
- (2) 準市内業者（市内に支店又は営業所等を有し、本市との契約等の権限を委任されている者）
- (3) 上記（1）及び（2）以外の者

- 2 前項の規定に加え、区役所発注に係るものは、原則として、区内業者を優先して指名することとし、区内業者だけでは競争性が確保できない場合及び業務目的が達成できない場合は、隣接区等の市内業者を指名するよう努めるものとする。

- 3 市長が特に必要と認めた場合は、前2項の規定によらないことができる。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。